

期日指定定期預金

<自動継続型>

1. <預金契約の成立>

当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. <自動継続>

(1) 期日指定定期預金（以下「この預金」という）は、証書または通帳（以下「証書（通帳）」という）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。

継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. <預金の支払時期>

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日。継続したときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をして下さい。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（第2項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

(2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3) 継続停止の申出がなく、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、第2項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

4. <利息>

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解

約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- | | |
|------------|--------------------|
| ① 1年以上2年未満 | 証書(通帳)記載の「2年未満」の利率 |
| ② 2年以上 | 証書(通帳)記載の「2年以上」の利率 |
- (以下「2年以上利率」という)

- (2) 継続後の預金の利息についても第1項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (6) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数第4位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

※ 上記①～⑥で算出された解約利率 \leq 普通預金利率のときは、普通預金利率を適用します。

- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

令和3年6月1日